

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5 ハウス上野の山 206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/>

令和4(2022)年度 労働保険年度更新 注意点

個別の労働保険年度更新に関する令和4(2022)年度の労働保険料(労災保険料と雇用保険料) **申告・納付期間は、6/1(水)～7/11(月)**(事務組合の場合、遅くとも5/中頃まで)となっています。**令和3(2021)年度(4月～3月)給与・賞与データの整理準備をお願いします。**
なお、令和4(2022)年度の雇用保険料率は年度途中で変わるため、概算保険料額の算出において、注意が必要です。

賃金総額が大きく変更しない場合、前年度の賃金総額を当年度の概算保険料額の計算基礎にしますが、**令和4(2022)年度は年度途中で雇用保険料率に変更、「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」に雇用保険料率の適用期間ごとに算定内訳を新設、期間ごとの概算保険料額を各欄に記入、その上で算出した概算保険料額を申告書に記載します。**

集計表で概算保険料額を算出する際、4月～9月(上期)、10月～来年3月(下期)の2つに分けて賃金総額見込額を記入することになっていますが、**令和4(2022)年度賃金総額見込額が、令和3(2021)年度の賃金総額と比較して2分の1～2倍以下の場合、令和3(2021)年度の賃金総額の2分の1の額を上期・下期の賃金総額とすることになります。**
令和5(2023)年度の年度更新で充当額や不足額が大きくなる可能性はありますが、厚労省リーフレット等を参考に計算を進めていきましょう。

令和4(2022)年10月までの社会保険適用拡大のスケジュール

令和4(2022)年10月から短時間労働者(従業員数(社会保険の被保険者数)101人以上)に係る社会保険の適用拡大が行われます。実施まで半年となりましたが、10月までのスケジュールについて再確認しましょう。

●特定適用事業所該当事前のお知らせ

令和3(2021)年10月～令和4(2022)年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6ヶ月以上100人を越えたことが確認された場合、**令和4(2022)年8月頃に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付され、令和4(2022)年10月頃に「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。**

なお、施行日から特定適用事業所に該当する企業の場合は「特定適用事業所該当届」の届け出をする必要はありません(**施行日以降で特定適用事業所に該当する場合は届け出必要**)が、**新たに被保険者資格を取得する従業員がいる場合は、被保険者資格取得届を届け出る必要があります。**

適用拡大で新たに特定適用事業所となる企業の場合、従業員への説明が重要になりますので、早めに現在の厚生年金保険の被保険者数と、適用拡大後に被保険者となる従業員の範囲を確認しておきましょう。

労働基準監督署の役割・調査とは-その2

●労働基準監督署の監督課の調査

事務所ニュース4月号で労働基準法第37条(割増賃金)違反の疑いで事業主を逮捕したニュース、そして、全国に321ヶ所ある労働基準監督署の監督課の主な役割に関してご紹介しました。

今回、その2として、さらに**監督課の調査**についてご紹介したいと思います。

労働法令違反行為に対して、それらを是正し労働関係法令を遵守させるために様々な調査を行っています。調査を行うのは**労働基準監督官**で、事業場に立ち入り、労働基準法や労働安全衛生法等を遵守させるとともに特別司法警察職員として被疑者の逮捕、送検を行う権限があります。

●労働基準監督官の調査の種類

調査に関しては、**定期監督**、**申告監督**、**再監督**などがあります。

定期監督とは、毎月一定の計画に基づいてランダムに業種を選出し行う調査で、労働条件通知書締結、就業規則作成・届出、36協定締結・届出、時間外・深夜労働に対する割増賃金、労働安全基準、健康診断などの項目に対して行われます。定期監督の際には、様々な必要書類の提出を求められ、違反していると判断された場合は是正勧告などの処分が行われます。

それに対して**申告監督**とは、労働者からの申告に基づいて実施されます。多くは退職した労働者が企業との間で賃金不払や解雇などでトラブルになった案件の申告に対して行う調査です。

再監督とは定期監督、申告監督の際に法違反の指摘があった企業に対して再度、訪問し是正の有無を確認するために行う調査です。

皆様も調査の種類について再確認しましょう。

5月は「自転車月間」です

(5月5日は自転車の日)

新型コロナウイルスの影響により「運動不足解消のため」「満員電車の密を避けるため」「在宅の時間が増え、近所で用事を済ませるようになったため」などを理由に、自転車利用が増えています。

一方、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合、加害者が高額な損害賠償を命じられる裁判例も相次いでいます。**業務中・通勤途上の自転車事故に関して、使用の実態や事故発生時の状況によって会社責任が問われることもあり、注意が必要です。**

●「保険加入」の確認

特に注意して確認したいのは、自転車保険等への加入です。

被害者救済の観点から自転車保険等への加入促進を図るため、自転車活用推進本部(本部長:国交相)は自転車保険等への加入義務づけを要請しており、2021(令和3)年4月1日現在、自転車保険等への加入について義務とする条例が22都府県、努力義務とする条例が10道県で制定されています。

たとえば東京都は自転車利用者に対し、対人賠償事故保険への加入を義務化、自転車を業務で使用する事業者にも同様の義務を課しています。また、自転車を通勤に利用する従業員がいる事業者にも、自転車通勤者が保険に加入していることを確認する努力義務が課されています。

●リスク管理のために

自転車の業務利用を許可制としている会社は多いと思われませんが、許可に際して、対人賠償事故保険に加入しているかを確認することは、リスク管理上、必須といえます。

許可基準として「通勤／業務に使用する自転車に関する事故につき、損害賠償責任の保険金額が無制限の保険を契約していること」等が設けられているか、確認しましょう。